

「教職員の**厳**しい勤務環境の改善」 5年後、10年後の学校は…？

これからも

「**教職員が選**ばれ続ける**職業**」

「**学校が選**ばれ続ける**職場**」

であるためには？

32

・ちょっと一息

☆≡ ここまでの話を聞いての**感想**

👉 お互い話を聞いて気づいたことなども添えて…

33

【本日の流れ】

■ どのように、推進するのか？

 みんなの学校!ピースフル・プラン

学校における働き方改革は、

■ どのように、推進するのか？

県公立学校における働き方改革推進計画について

教職員のメンタルヘルス対策について

■ 学校における働き方改革の着実な推進に向けて…

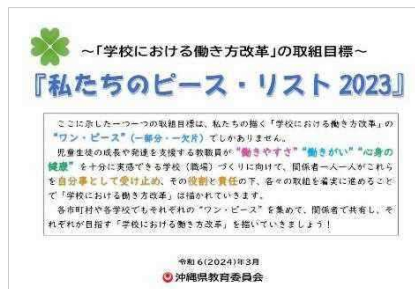
34

県公立学校における働き方改革推進計画について

「みんなの学校!ピースフル・プラン」

『私たちのピース・リスト2023』

35



「学校における働き方改革」の目指すべき方向性
 教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること**です。



目的

POLICY

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。▶**児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上**

- 目的の5つのポイント
- ① 良好な人間関係の構築
 - ② 心身の健康
 - ③ 本来の職務への専念
 - ④ 児童生徒と共にした学びと成長
 - ⑤ 専門性の発揮

目標 目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上
 教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
	同僚・管理職との良好な人間関係の構築	児童生徒・保護者との信頼関係の構築	心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成
6視点	個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保	資質能力の向上や専門性の発揮	長時間勤務の改善

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組

II 目標達成に向けた取組

EFFORTS

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、「時間と機会を創出する」ことが必要である。
 “時間と機会を創出する”ための柱

- ☑ 人材の確保
- ☑ 教育DXの推進
- ☑ 業務の役割分担・適正化

具体的取組
 『私たちのピース・リスト2023』に取り組むこと

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校づくりに向けて、関係者一人一人が各取組事項を自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進める必要があります。

「3軸・6視点」の実感を向上するためには？

時間と機会の創出が必要

『私たちのピース・リスト2023』を活用し、自分事として取り組む

◆ 時間と機会を創出するためには？

『私たちのピース・リスト2023』

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1008508/1024388/1027590.html>



～「学校における働き方改革」の取組目標～
『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の「ワン・ピース（一部分・欠片）」ではありません。
児童生徒の成長や発達を支援する教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実現できる学校（職場）づくりに向けて、関係者一人一人がこれら自身事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を蓄積に重ねることで「学校における働き方改革」は描かれています。
各市町村や各学校でもそれぞれの「ワン・ピース」を集めて、関係者で共有し、それぞれが担う「学校における働き方改革」を描いていきましょう！

令和6(2024)年3月
沖縄県教育委員会

- 『私たちのピース・リスト2023』は、令和5年度始めに県内公立学校の全教職員を対象として実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、一つ一つ取組事項を、短期・中期・長期の目標として設定したものです。
- 短期は令和6年度まで、中期は令和8年度まで、長期は令和9年度以降としています。

『私たちのピース・リスト2023』
を活用し、自分事として取り組む

◆ 『私たちのピース・リスト2023』の構成



3つの柱で分類・整理

アンケート結果等を反映

【取組主体】
県教育委員会・県教委、市町村教育委員会・市町村教委、
県立及び市町村立学校・学校、PTA等関係団体・その他
で記載しています。
◎：各取組事項における中心的な役割となる取組主体

目標期間（短期・中期・長期）
を○で示しています。

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体			目標期間			3分類に基づく 14項目との関連
				県教委	市町村教委	学校	短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
3. 業務の役割分担・適正化										
28	教育職員の時間外在在等時間に関する教育委員会規則等の制定	法令に基づき、教育職員の時間外在在等時間の上限を教育委員会規則等で制定する必要がある。	【県教委】 ・県教育委員会による情報提供・支援 【市町村教委】 ・県教育委員会規則等を参考にした検討・制定	◎県教委 ◎市町村教委	○					1-1-1 全項目
29	年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保	・年度末・年度始めの繁忙期の負担軽減を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ・学校業務支援等の見直し ・加算式や修了式の日程の検討 【学校】 ・柔軟な時間割編成の工夫	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○					1-1-1 全項目 1-1-2 学校業務支援 1-1-3 学校業務支援 1-1-4 学校業務支援 1-1-5 学校業務支援
30	初任者研修等の体系の見直し	・初任者研修等に係る教職員の負担軽減を図る必要がある。	【県教委】 ・研修内容等の見直し ・魅力ある研修の推進 ・養成・採用・研修の在り方の検討	◎県教委 ◎市町村教委	○					

全50項目の取組事項 (No1～50)

改善に向けたアプローチ例
◎具体的な実践等を記載しています。

各取組事項を推進することにより
「学校・教師が担う業務に係る3分類」
14の業務のうち、適正化を図ることができる業務を表示

◆ 『私たちのピース・リスト2023』の構成



◎ 学校が中心になって取り組む事項（23項目）

No.	取組事項	目標期間
1. 人材の確保		
8	長時間勤務の改善	中期
9	労働安全衛生管理の充実	短期
14	時間外在在等時間45時間、月80時間、年間360時間以上の教職員の状況把握	短期
2. 教育DXの推進		
15	「IGIGAスクール構想」の下での校務DX化チェックリスト（文部科学省）の各項目の検討	短期
16	県立学校における年間指導計画とシラバスの見直し	短期
26	校務DX（校務支援システム等の活用等）の推進	中期
27	通知表の見直し	中期
3. 業務の役割分担・適正化		
29	年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保	短期
33	外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し	短期
34	小動物の世話や散水等の見直し	中期
35	放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化	中期
39	年間授業時数についての点検・見直し	短期

No.	取組事項	目標期間
10	学校行事や会議等の在り方の見直しの推進	短期
41	校則等の見直しの推進	短期
42	周年行事等の式典の見直し	短期
43	学校におけるPTA活動の内容及び役割分担等の見直し	短期
44	保護者、地域、首長部局等との連携強化体制の構築	短期
45	市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し	中期
46	教職員の地域行事等への参画等の見直し	短期
47	日常的な清掃・環境管理等の見直し	中期
48	年間を通じた柔軟な時間割編成（日課表）の工夫	短期
49	部活動の適切な休養日等の設定	短期
50	学校における部活動指導体制の工夫	短期

※ 学校が教育委員会と共に取り組むものも含まれています。

◆ 取組期間は？

III 取組期間

スケジュール	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
本プラン	集中取組期間(3年)		
	初年度評価・検証	中間年度評価・検証	最終年度評価・検証

2023年

【文部科学省】第4期教育振興基本計画

【基本施策】○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

・これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、令和6年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

IV 評価

ASSESSMENT

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

- 成果指標 1** 学校評価(教職員対象)の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標 2** 「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標 3** 客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目(学校評価に設定)

- ✓ 同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。
- ✓ 個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保ができています。
- ✓ 一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。
- ✓ より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。
- ✓ 心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。

学校評価に設定

V 検証

VERIFICATION

成果指標の目標値

成果指標1、成果指標2の目標値

全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度(2026年度)末までに

- 肯定的回答の割合を80%以上とする。

成果指標3の目標値

教職員の心身の健康を守るために、全教職員が時間外在校等時間上限(月45時間、年360時間)以内での勤務を目指して、令和8年度(2026年度)末までに

- 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。
- 時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の年平均割合を令和5年度の50%以下とする。(県教育委員会設定部分)

※市町村教育委員会においては、地域の実情に応じて下線部分(県教育委員会設定部分)を変更可とする。

交流タイム4 (隣近所の方と情報交換を！)

☆三 「みんなの学校！ピースフル・プラン」
『私たちのピース・リスト2023』
を活用して取り組みたい(取り組んでいる)ことは？

👉 お互い話を聞いて気づいたことなども添えて・・・

教 勸 第 97 号
令和6年4月19日

各市町村教育委員会教育長 殿
各市町村立小中学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半瀬 満
(公印省略)

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校!ピースフル・プラン」の
着実な推進について(依頼)

日頃から学校における働き方改革及び教職員のメンタルヘルス対策の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後初めての新年度を迎え、各学校におかれましては活気ある新学期を迎えられていること存じます。

さて、本年度から沖縄県公立学校における働き方改革推進計画がスタートしたところですが、各教育委員会におかれましては、本件について貴管下の学校へ周知するとともに下記を踏まえて、本計画の着実な推進及び貴管下の学校への支援を宜しくお願いいたします。

各学校におかれましては、下記を踏まえ、本計画の着実な推進を宜しくお願いいたします。

なお、7月下旬に本計画に関する相談、質問、意見等に関する任意のアンケート(Forms利用)及び12月中旬以降に別添資料の教養委員会アンケート(案)及び管理職アンケート(案)を実施予定でありますこと申し上げます。

記

1 『私たちのピース・リスト2023』について
(1) 各教育委員会の取組について
①教育委員会が中心となって取り組む事項38項目における各取組事項は、短期・中期・長期目標に開かず、各教育委員会の実情に応じてできることから着実に取り組むこと
②特に、上記38項目のうち、短期目標16項目については令和6年度までの取組事項となっており、各教育委員会が検討し、必要に応じて着実に取り組むこと
(2) 各学校の取組について
①学校が中心となって取り組む事項23項目における各取組事項は、短期・中期・長期目標に関わらず、各学校の実情に応じてできることから着実に取り組むこと
②特に、上記23項目のうち、短期目標16項目については令和6年度までの取組事項となっており、各学校で検討し、必要に応じて着実に取り組むこと

2 メンタルヘルス対策等について(教育委員会と学校が連携)

教 勸 第 97 号
令和5年4月19日

管理職アンケート(案)

1 実施時期:令和6年12月中旬以降(予定)
2 対象者:各学校管理職1名
3 実施方法:指定様式(Excel)によるアンケート

【別添資料②(市町村立小・中学校用)
令和6年度 沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に関する管理職アンケート(案)

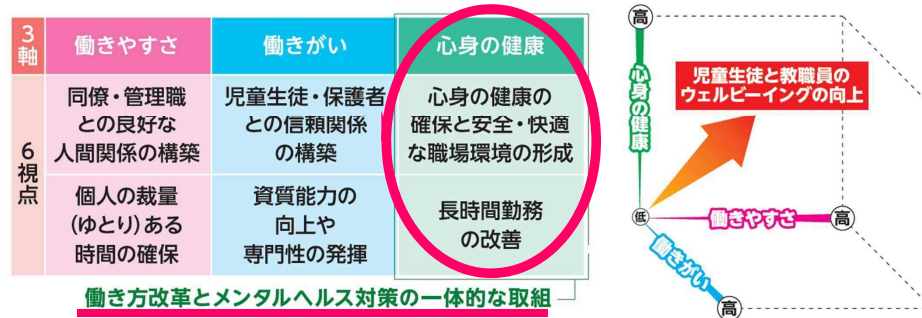
1 実施時期:令和6年12月中旬以降(予定)
2 対象者:各学校管理職1名
3 実施方法:指定様式(Excel)によるアンケート
4 質問内容
(1) 学校評価(教職員対象)における「3軸・6視点」に関する5項目の各回答人数を記載してください。

「3軸・6視点」に関する5項目 の学校評価(教職員対象)に設定	Aと回答 した人数	Bと回答 した人数	Cと回答 した人数	Dと回答 した人数	合計 回答人数	回答率 (%) (4桁角)
・同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。						A 当てはまる B ある程度 当てはまる C あまり当て はまらない D 当てはまら ない
・個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保ができています。						
・一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができ ています。						
・より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実 している。						

教職員のメンタルヘルス対策について

目標 目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備



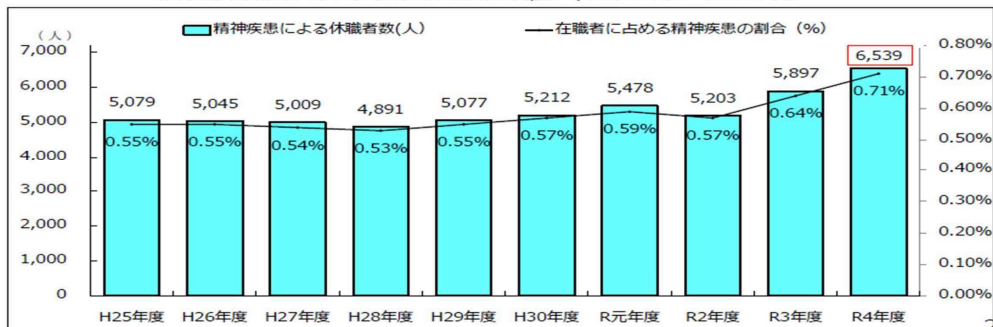
教職員のメンタルヘルス対策について

教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和4年度）

○教育職員（※）の精神疾患による病気休職者数は、6,539人（全教育職員数の0.71%）で、令和3年度（5,897人）から642人増加し、過去最多。

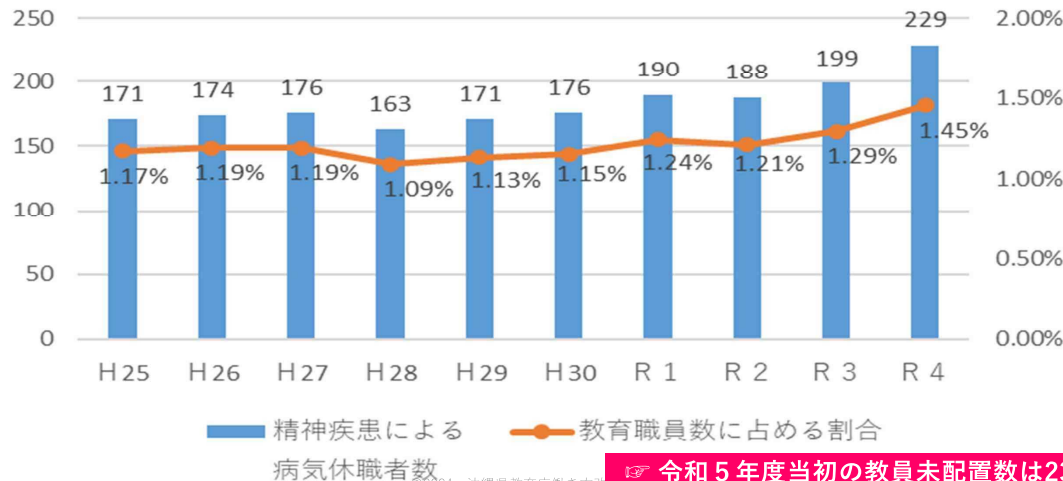
（※）公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計918,987人（令和4年5月1日現在））

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成25年度～令和4年度）



教職員のメンタルヘルス対策について

<沖縄県の精神疾患による病気休職者数と教育職員数に占める割合の推移

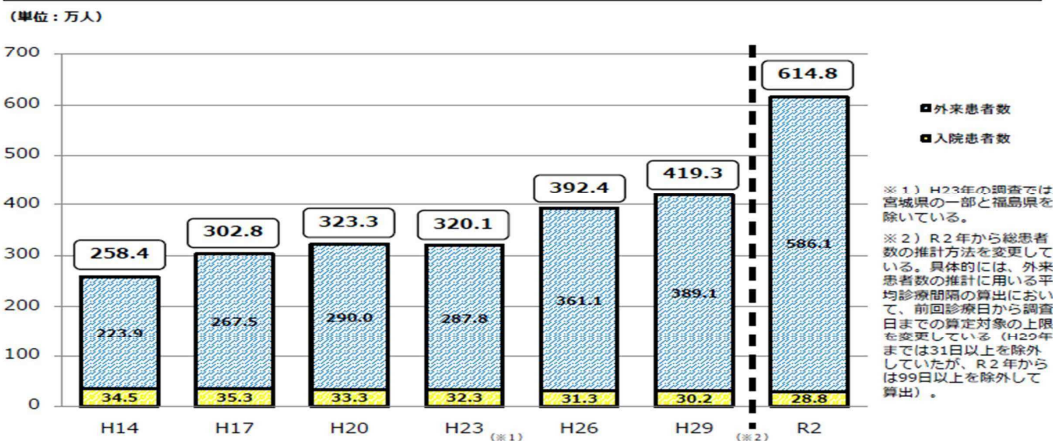


令和5年度当初の教員未配置数は23

● 教職員のメンタルヘルス対策について

精神疾患を有する総患者数の推移

○ 精神疾患を有する総患者数は、約614.8万人（入院：約28.8万人、外来：約586.1万人）。



出典：厚生労働省「患者調査」より障害保健福祉部精神・障害保健課で作成

3

● 教職員のメンタルヘルス対策について

「4人に1人は一生の間に何らかの精神疾患にかかる」と言われる時代

- 厚生労働省は2013（平成25）年に4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に**新たに精神疾患を加え「5大疾病」**へ
- 2022（令和4）年度より、**高等学校の「保健」の授業で「精神疾患の予防と回復」**について学習することに。



✓ 精神疾患は誰もがかかり得る**身近な病気**であり、**自分事として知識を持っておくことが必要！**

54

● 教職員のメンタルヘルス対策について

「4人に1人は一生の間に何らかの精神疾患にかかる」と言われる時代

精神疾患に至る前に、メンタル不調の早期対応が大切！

我が市町村の教職員が健やかに子どもたちと向き合うことができるよう、**各々の役割と責任**にもとづいて対応を！

- ✓ **学校（教職員）支える相談対応体制の整備**
(相談窓口の設置や担当者の配置・・・等)
- ✓ **各学校（特に管理者）との連携協働を！**

✓ **各市町村での対応・取組状況はどうでしょうか？**

● 教職員のメンタルヘルス対策について

【学校における労働安全衛生管理体制の整備について】

各教育委員会には、**労働安全衛生法の法令等により定められた、労働者の安全と心身の健康を確保するための取組**を実施する**責務**がある。

◎主な取組の実施状況		沖縄県	全国
✓ 衛生管理者の選任	小学校	92.5%	90.7%
	中学校	91.9%	92.4%
✓ 産業医の選任	小学校	47.2%	80.6%
	中学校	45.9%	84.9%
✓ 衛生委員会の設置	小学校	56.6%	84.8%
	中学校	59.5%	88.2%
✓ ストレスチェックの実施	小学校	92.9%	98.0%
	中学校	93.9%	99.0%

労働安全衛生管理体制の**未整備は法令違反**。
 各教育委員会は**法令上求められている体制整備**を！

【R3文科省調査】

市町村立小中学校の教職員は市町村の職員！

～「県費負担教職員制度」による誤解？～

市町村教育委員会

- ✓ 服務監督
- ✓ 人事評価
- ✓ 労務管理

☞ 労働安全衛生管理やメンタルヘルス対策等が含まれる！



県教育委員会

(例外としての県費負担教職員制度)

✓ 給与負担

⇒ 市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

✓ 任免・人事異動

⇒ 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

56

市町村教育委員会の皆様へ

子供たちのために、教職員が“働きやすく”、“働きがい”を感じることでできる教育環境の整備！

- ☞ 我が地域の小・中学校の働き方改革は進んでいますか？
- ☞ 我が地域の教職員は勤務時間内で業務を終えていますか？
- ☞ 我が地域の教職員の心身の健康（管理）は大丈夫ですか？

各教育委員会が各々の責任・役割に基づいて、自分事として取り組み、県全体として連携協働を！

57

■ 交流タイム5（隣近所の方と情報交換を！）

■ どのように、推進するのか？

☆三 学校におけるメンタルヘルス対策について現在、取り組んでいることは？

☞ 相談したいこと・困っていることも添えて・・・

学校における働き方改革の着実な推進に向けて・・・

58

59